

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市東町三丁目四三二番二地先から 同市東町三丁目四五九番一地先まで		区 間
一七・二〇〇 二六・二二〇	一三・三〇〇 一七・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二五九・〇〇		(メートル) 延 長
		備 考